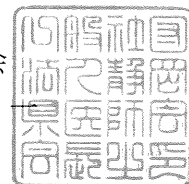


静医発第 2083 号  
令和 3 年 1 月 15 日

郡市医師会長様

一般社団法人静岡県医師会  
会長 紀平 幸



オンライン資格確認導入に向けた追加補助等に関するパンフレットの送付について  
(協力依頼)

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

オンライン資格確認等システム導入に関する「医療情報化支援基金における追加補助に関するお知らせ」及び「システム事業者の不適切対応事例の収集」（協力依頼）につきましては、令和 2 年 12 月 15 日付け静医発第 1898 号等にて、御通知したところですが、今般、標記の件につきまして、日本医師会常任理事から別添のとおり通知がありましたので、御連絡申し上げます。

つきましては、貴職におかれましても本件について御了知いただき、貴会会員への周知につきまして御高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、本会ホームページの「会員専用ページ」に掲載いたします。



(保 304) (情シ 44)  
令和 3 年 1 月 7 日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会 常任理事  
松本 吉郎  
長島 公之  
(公印省略)

オンライン資格確認導入に向けた追加補助等に関するパンフレットの送付について  
(協力依頼)

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より、標記に関する情報提供及び周知方協力依頼がまいりました。

令和 3 年 3 月開始予定のオンライン資格確認に関しては、令和 2 年 12 月 3 日付「オンライン資格確認等システム導入に関する「医療情報化支援基金における追加補助に関するお知らせ」及び「システム事業者の不適切対応事例の収集」について（協力依頼）」(保 276・情シ 39) にて、導入に向けた追加補助や準備作業の手引き等についてご連絡申し上げたところです。

今回の事務連絡は、厚生労働省と社会保険診療報酬支払基金（以下、支払基金）が、追加補助や準備作業について分かりやすく説明したパンフレットを作成したことと、1月上旬、支払基金から各保険医療機関に対して、同パンフレットを直接郵送する予定であることのご案内となります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、是非、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上



### 【別添資料】

- ・令和2年12月24日付日本医師会宛て厚生労働省保険局医療介護連携政策課長名事務連絡「オンライン資格確認導入に向けた追加補助等に関するパンフレットの送付について」（協力依頼）
  - ・【別添1】パンフレット「オンライン資格確認導入に向けたご案内」（印刷用）
  - ・【別添2】パンフレット「オンライン資格確認導入に向けたご案内」（閲覧用）
- 

### 【参 考】

#### ◆オンライン資格確認等システム導入におけるシステム事業者の不適切対応事例を収集しています

オンライン資格確認を導入される医療機関は、事前に、既存の院内システムを導入したシステム事業者（ベンダー）と十分にご相談いただく必要がありますが、その際、不当に高額な見積もりが提示される事例があると聞いております。

つきましては、日本医師会として、システム事業者による高額見積もり等の不適切対応事例を収集して、その情報を随時厚生労働省に提供し、問題があるシステム事業者に対して働きかけを行ってもらうべく、日医ホームページ・メンバーズルーム内に「オンライン資格確認等システム導入に関するシステム事業者の不適切対応事例・受付フォーム」をご用意しております。

一般的には、余程カスタマイズされたレセコンや電子カルテを運用していない限りは、概ねカードリーダー1台の場合の上限事業額（病院210.1万円、診療所42.9万円）に近い金額の見積もりが提示されるケースが多いと思われます。

この金額を大きく上回るような、納得のいかない見積もりが提示された場合には、下記専用フォームから情報をお寄せいただきたく、お願い申し上げます。

#### 【不適切対応事例受付フォーム（日医ホームページ・メンバーズルーム内）】

<http://www.med.or.jp/japanese/members/info/jirei.html>

事務連絡  
令和2年12月24日

公益社団法人日本医師会  
公益社団法人日本歯科医師会  
公益社団法人日本薬剤師会 } 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

オンライン資格確認導入に向けた追加補助等に関する  
パンフレットの送付について（協力依頼）

日頃より、貴会におかれては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

また、日々の新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

「医療情報化支援基金における追加補助に関するお知らせについて（協力依頼）」（令和2年11月30日付保連発1130第4号厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知）において、オンライン資格確認の導入に向けた追加補助や準備作業の手引き等についてご案内をさせていただきました。

今般、令和3年1月上旬に、社会保険診療報酬支払基金から保険医療機関・保険薬局に対して、これらオンライン資格確認の導入に向けた追加補助や必要となる準備作業をお知らせするパンフレットの郵送を予定しております。

つきましては、下記にご配慮の上、当該パンフレットをお知らせいただき、追加補助を希望する医療機関等におかれては令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーの申請が必要（※）となる旨、貴会会員の皆様にご案内いただきますよう、お願い申し上げます。

※ 既に申請済みの医療機関等も追加補助の対象となります。

記

1. 追加補助や準備作業をお知らせするパンフレットについて

オンライン資格確認の導入に向けて、追加補助や必要となる準備作業をお知らせするパンフレットを準備しました。印刷して閲覧される場合は、印刷用（別添1）のパンフレットを、パソコンなどのデジタルデバイスで閲覧される場合は、閲覧用（別添2）のパンフレットをご活用ください。

なお、追加補助について説明する動画を、医療機関等向けポータルサイト (<https://www.iryohokenjyoho-portal.jp/>) に掲載しておりますのでご参照ください。

## 2 オンライン資格確認の導入に向けた追加補助について

「医療情報化支援基金における追加補助に関するお知らせについて（協力依頼）」においてお知らせしたとおり、オンライン資格確認の導入に向けた追加補助が定められました。

当該追加補助については、令和3年3月までに、オンライン資格確認システムの導入準備として顔認証付きカードリーダーの申請を行った医療機関・薬局が対象となりますので、会員の皆様にご案内いただくようお願い申し上げます。

以上

### 【問い合わせ先】

厚生労働省保険局

医療介護連携政策課保険データ企画室

白崎・梅田

E-mail: [suisin@mhlw.go.jp](mailto:suisin@mhlw.go.jp)



# 4. 補助金申請



別添 1

令和3年1月

## 1 必要書類の受領/準備 (領収書等)

▶システムベンダーから受領

- システムベンダーより補助金申請に必要な書類を受領してください。

申請時に必要となる添付書類

- 領収書 (写)
- 領収書内訳書 (写)
- オンライン資格確認等事業完了報告書

## 2 補助金申請

導入完了後

▶ポータルサイトで申請

- オンライン資格確認関係補助金申請を行ってください。

オンライン資格確認関係補助金申請について



### 補助上限表

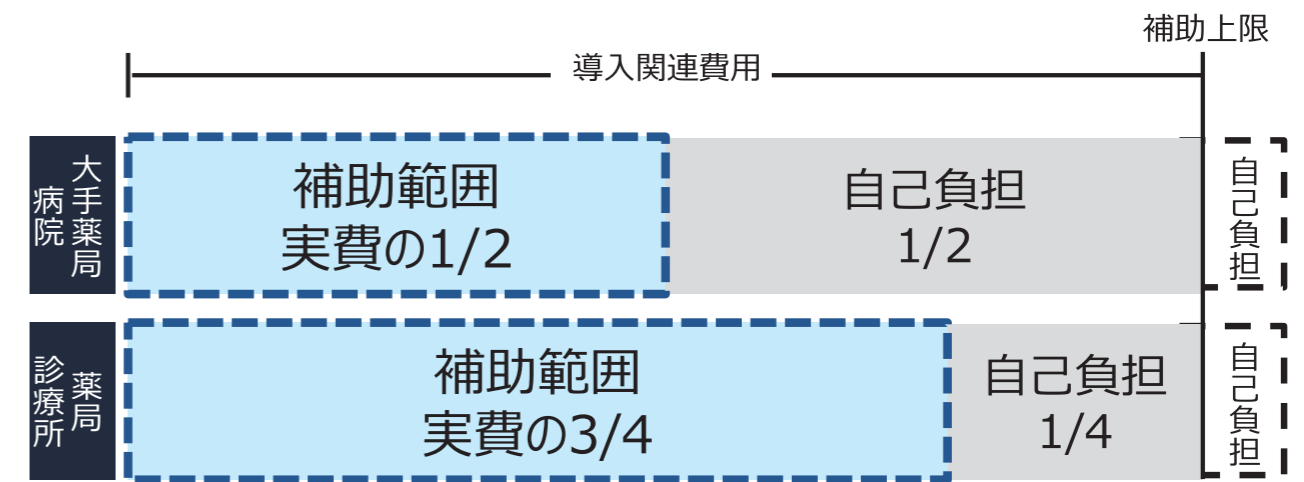
(令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーをお申し込みいただいた全医療機関・薬局に限る)

施設	導入台数	基準とする事業額	補助率	補助内容
病院	1台導入する場合	210.1万円を上限に	1/2を補助	実費全額補助
	2台導入する場合	200.2万円を上限に	1/2を補助	実費全額補助
	3台導入する場合	190.3万円を上限に	1/2を補助	実費全額補助
大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	1台無償提供	42.9万円を上限に	1/2を補助	実費全額補助
診療所/薬局 (大型チェーン薬局以外)	1台無償提供	42.9万円を上限に	3/4を補助	実費全額補助

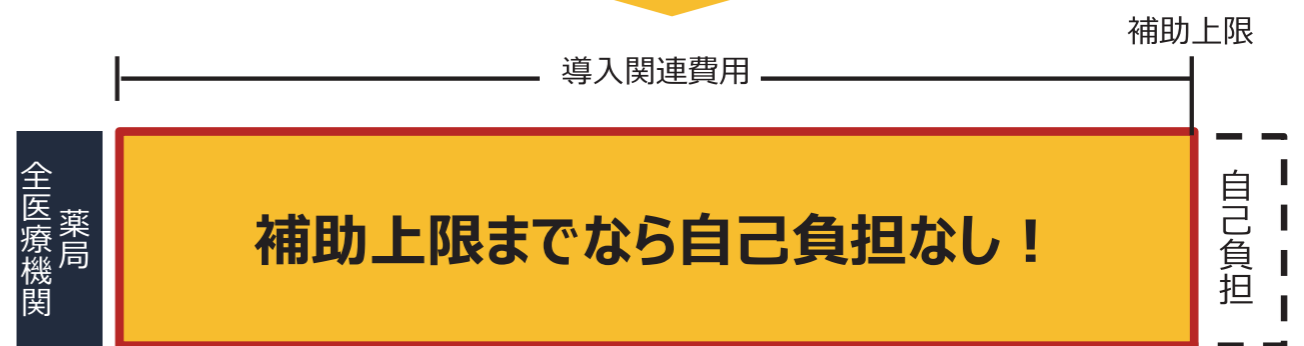
# オンライン資格確認導入に向けたご案内

“令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局に限り”  
オンライン資格確認導入関連費用が補助上限まで全額補助

補助上限までなら  
**自己負担 0円** となりました



令和3年3月末までのお申し込みで全医療機関・薬局が



詳細は裏表紙をご確認ください！

顔認証付きカードリーダーをまだ申し込んでいない方、導入に必要な申請・作業を知りたい方は中面をご確認ください！

医療機関等向けポータルサイトでのアカウント登録  
オンライン資格確認の導入をまだ決めていない医療機関・薬局でもお気軽にご登録ください。

アカウント登録でできること

- 最新情報をメールでお知らせ
- 顔認証付きカードリーダー申込
- オンライン資格確認利用申請
- 補助金申請

AIチャットボットの「シカク」です。僕が24時間いつでも疑問に答えます！



AIチャットボット「シカクくん」



お問合せ先：医療情報化支援基金  
 contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp  
 ☎ 0800-080-4583 (通話無料)  
 月曜日～金曜日 8:00～18:00  
 土曜日 8:00～16:00  
 (いずれも祝日を除く)

医療機関ポータル

検索





# 準備作業のステップ

顔認証付き  
カードリーダー  
申し込み

システム  
ベンダーへ  
発注

導入・  
運用準備

補助金申請

## 1. 顔認証付きカードリーダー 申し込み

「運用開始」の4ヶ月前まで  
(各製品の生産状況等によるため目安※2)

### 1 顔認証付きカードリーダー 選定/申し込み

▶ポータルサイトで申請

令和3年3月末までのお申し込みで

オンライン資格確認導入関連費用

補助上限までなら

自己負担

なし  
0円

詳細は裏表紙をご確認ください!



医療機関等向け  
ポータルサイトで  
簡単お申し込み

※1: レセプトコンピュータ等を導入しておらず、オンライン資格確認の導入検討をしている方は、医療機関等向けポータルサイトに掲載の「オンライン資格確認導入対応業者お問い合わせ先」をご確認ください。  
※2: 顔認証付きカードリーダーメーカーの生産状況等によるため、お届け時期については医療機関等向けポータルサイトにて「配送時期」をご確認ください。

## 2. システムベンダーへ発注

「顔認証付きカードリーダー  
申し込み」後すぐ

### 1 見積依頼

▶システムベンダーに依頼

見積依頼項目※3

- ①各種機器の導入・設定
- ②システムの改修・動作確認
- ③ネットワークの設定・疎通確認

「運用開始」の1ヶ月前まで (※4)

### 2 発注

▶システムベンダーに発注

## 2 機器受取/設定

事前準備

- システムベンダーによる機器設定作業の前に、次の準備事項をご確認ください。

機器設定前の準備事項

□ 顔認証付きカードリーダーの受け取り  
(支払基金より配送月の前月上旬に配送予定日をお知らせします。)

□ 電子証明書 通知書 (簡易書留) の受け取り  
(機器設定作業の5営業日前までに電子証明書発行申請を完了してください。電子証明書通知書は右の機器設定作業の前までに必ずお受け取りください。)

システムベンダーによる  
機器設定作業の受入れ

▶システムベンダーにて設定

- 機器設定作業にあたり、システムベンダーの現地作業が発生し、立会いが必要な場合がありますので、医療機関・薬局側での対応内容をシステムベンダーへご確認ください。

システムベンダーによる  
作業内容 (例)

- パソコン等の設定作業
- ルーター等のネットワーク設定作業 (配線工事含む)
- ネットワークの疎通確認
- レセプトコンピュータ等の機能追加

## 3 運用テスト

システムベンダーによる  
運用テストの受入れ

▶システムベンダーにてテスト

- 全ての導入作業完了後、正常にシステムが動作するかを確認する「運用テスト」をシステムベンダーが行います。立会いが必要な場合がありますので、医療機関・薬局側での対応内容をシステムベンダーへご確認ください。



# システムベンダーに依頼いただく作業概要

顔認証付き  
カードリーダー  
申し込み

システム  
ベンダーへ  
発注

導入・  
運用準備

補助金申請

## 医療機関・薬局

オンライン資格確認の機器

顔認証付き  
カードリーダー



資格確認端末  
(パソコン)



### ① 各種機器の導入・設定

- パソコンの設定 (アカウント、ネットワークの接続等)
- 必要なアプリケーション (支払基金が提供するオンライン資格確認アプリケーション・顔認証付きカードリーダーアプリケーション) のインストール
- 電子証明書のインストール

▶システムベンダーに依頼

現在ご利用のシステム

レセプト  
コンピュータ



電子カルテシステム/  
調剤システム



### ② システムの改修・動作確認

- パッケージソフトの改修機能のインストール、設定
- 運用テストの実施

▶システムベンダーに依頼

## 2 患者向け掲示の準備 (個人情報保護の利用目的の例示等)

「個人情報保護の利用目的」の更新

▶各医療機関・薬局で対応

- 「個人情報保護の利用目的」の更新を行ってください。

患者向けに掲示を行っている「個人情報保護の利用目的」について、オンライン資格確認の利用開始に伴い一部更新が必要となります。

オンライン資格確認利用開始後の「個人情報保護の利用目的」の更新内容については、令和3年2月頃厚生労働省ホームページにて公開予定です。

ポスター・ステッカーの掲示

▶各医療機関・薬局で対応

- オンライン資格確認に対応していることを示すポスター・ステッカーの掲示を行ってください。

ポスター・ステッカーは顔認証付きカードリーダーをお申込済の医療機関・薬局に送付予定です。

ポスター



ステッカー



# 3-1. 導入

オンライン資格確認の導入に向けた準備作業は以下の4ステップになります。顔認証付きカードリーダーの提供や、システムベンダー（現在ご利用のレセプトコンピュータ等の業者※1）の現地作業までに期間を要するため、お早めに顔認証付きカードリーダーのお申し込み/システムベンダーへの発注をお願いいたします。

## 1. オンライン資格確認利用申請

「機器受取/設定」の5営業日前まで

必要情報の確認

ポータルサイトで申し込み

- オンライン資格確認の利用申請には次の情報が必要となりますので事前にご確認ください。

申請時に必要となる情報

- 電気通信回線種別  
(IP-VPN接続方式・IP-sec+IKE接続方式のいずれか) ※1
- お客さまID  
(IP-VPN接続方式でNTT回線利用の場合)
- オンライン資格確認の利用開始予定年月
- 運用テスト開始予定年月  
(決定している場合)

※1：オンライン資格確認で利用できる電気通信回線は、IP-VPN接続方式（光回線に限る）とIP-sec+IKE接続方式の2種類です。

▶ポータルサイトで申請

- オンライン資格確認利用申請を行ってください。医療機関等向けポータルサイト「利用申請・補助申請される方」内の2. オンライン資格確認利用申請 から申請可能です。

電子証明書発行申請

- 「オンライン資格確認利用申請」完了後に電子証明書の発行画面へ進みます。
- オンライン資格確認等システムで利用者がデータを安全に送受信するために接続するパソコンごとに電子証明書が必要です。

オンライン資格確認  
利用申請



レセプトのオンライン請求申請  
(導入していない方のみ)

- オンライン資格確認とあわせてレセプトのオンライン請求の開始を希望する場合は、上記申請の中でまとめて申請が可能です。

対象者のみ

続けて申請

## 3. 導入・運用準備

運用開始

## 4. 補助金申請

### 3-1. 導入

### 3-2. 運用準備

導入完了後

#### 1. オンライン資格確認利用申請

▶ポータルサイトで申請

「機器受取/設定」の5営業日前まで

#### 2. 機器受取/設定※5

▶システムベンダーにて設定

#### 3. 運用テスト※5

▶システムベンダーにてテスト

#### 1. 受付業務等の変更点の確認

▶各医療機関・薬局で対応

#### 2. 患者向け掲示の準備 (個人情報保護の利用目的の例示等)

▶各医療機関・薬局で対応

システムベンダーによる訪問回数の目安：  
1~4回

#### 1. 必要書類の受領/準備 (領収書等)

▶システムベンダーから受領

#### 2. 補助金申請

▶ポータルサイトで申請

この準備作業は、一般的な診療所・薬局を想定したステップとなります。大規模な病院やチェーン展開の薬局については、施設規模等によって準備作業のステップが異なると想定されるため、システムベンダーへご確認ください。

※3：見積依頼項目の内容については、下段の「システムベンダーに依頼いただく作業概要」をご参照ください。なお、システムベンダーの契約範囲によっては、パソコン等を別途発注する必要もございます。  
※4：システムベンダーの対応スケジュール等によるため、お早めにシステムベンダーにご相談ください。  
※5：立会いの有無など必要な対応が異なる場合があるため、システムベンダーにご確認ください。

# 3-2. 運用準備

オンライン資格確認の導入にあたっては、現在ご利用のレセプトコンピュータ等のシステムベンダーに各種作業を依頼いただく必要があります。以下の①~③を参照のうえ、システムベンダーへの相談・依頼をお願いいたします。

## 1. 受付業務等の変更点の確認

導入後の業務の理解

自施設における変更点の確認

▶各医療機関・薬局で対応

- 医療機関等向けポータルサイトに掲載の動画【導入後の業務と機能編】、運用マニュアル等で導入後の受付業務等の流れをご確認ください。

システムベンダーより操作マニュアル等の提供がある場合にはそちらもご参照ください。

動画

【導入後の業務と機能編】



トップページ>  
オンライン資格ってなに？

運用マニュアル



トップページ>  
各種資料ダウンロード>  
オンライン資格確認利用規約・マニュアル等

- オンライン資格確認の導入を踏まえた受付業務等の変更点の確認を行ってください。

具体的な作業内容例

- 自施設における職員や患者の動きをイメージし、オンライン資格確認導入後の受付業務等の確認を行ってください。
- 上記について職員の方に説明し、運用開始に向けた準備を行ってください。
- 「オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規定」の準備※2

※2：厚生労働省HPに掲載の「オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規定例」をご確認いただき、自施設に合わせて内容をご確認ください。作成にあたり技術的に不明な点がある場合は、システムベンダーへご相談ください。

## 支払基金・国保中央会

オンライン資格確認等システム



オンライン請求ネットワーク

ルーター

### ③ ネットワークの設定・疎通確認

- ルーティングの設定（院内/局内ネットワークと資格確認端末の通信、資格確認端末とオンライン資格確認等システムとの通信）
- ネットワークの疎通確認

▶システムベンダーに依頼

【電子カルテシステム等を導入していない医療機関等向け】  
薬剤情報・特定健診情報を閲覧したい場合

- この場合、システムベンダーにて次の2点の追加作業が必要となります。
- セキュリティ基準を満たした薬剤情報・特定健診情報閲覧用端末の増設
  - 閲覧用端末を使用する場所（診察室等）へオンライン資格確認等システム接続可能回線の引き込み

作業概要は各医療機関・薬局で現在ご利用のシステムの状況により異なる可能性がありますので、システムベンダーに必ずご確認ください。





# 1. 顔認証付きカードリーダー申し込み

顔認証付き  
カードリーダー  
申し込み

システム  
ベンダーへ  
発注

導入・  
運用準備

補助金申請

## 1 顔認証付きカードリーダー選定/申し込み

顔認証付きカードリーダーを3社から選ぶ

- 医療機関等向けポータルサイトの「顔認証付きカードリーダーカタログ」にて、製品紹介動画等を閲覧の上、いずれの製品を希望するか、検討してください。

▼顔認証付きカードリーダーは次の3社の製品から選べます。

顔認証付きカードリーダーカタログにてサイズや機能をご確認の上、お選びください。製品の選定に迷う場合は、システムベンダーにご相談ください。



富士通Japan株式会社



パナソニック システム  
ソリューションズ ジャ  
パン株式会社



株式会社アルメックス

顔認証付きカードリーダーカタログ



利用申請・補助申請される方  
顔認証付きカードリーダーカタログ

「運用開始」の4ヶ月前まで  
(各製品の生産状況等によるため目安※1)

顔認証付きカードリーダー申し込み

▶ポータルサイトで申請

- 医療機関等向けポータルサイトにて、必要事項（希望する製品等）を入力し、申し込みを行ってください。

申し込みは医療機関等向けポータルサイト「利用申請・補助申請される方」内の1. 顔認証付きカードリーダー申し込みから行えます。



顔認証付きカードリーダー  
申し込み



令和3年3月末までのお申し込みで  
オンライン資格確認導入関連費用

補助上限までなら

自己負担

なし  
0円

詳細は裏表紙をご確認ください！

利用申請・補助申請される方  
1. 顔認証付きカードリーダー申し込み

※1：顔認証付きカードリーダーメーカーの生産状況等によるため、お届け時期については医療機関等向けポータルサイトに「配送時期」をご確認ください。



# 2. システムベンダーへ発注

顔認証付き  
カードリーダー  
申し込み

システム  
ベンダーへ  
発注

導入・  
運用準備

補助金申請

## 1 見積依頼

「顔認証付きカードリーダー  
申し込み」後すぐに依頼

▶システムベンダーに依頼

- システムベンダーにおいてP1~2【システムベンダーに依頼いただく作業概要】に示すような作業が必要となります。まずはシステムベンダー※2にご連絡し、見積をご依頼ください。その際に以下をお伝えください。

システムベンダーへお伝えいただく内容

- 導入を希望する時期（令和3年3月、できるだけ早く、等）
- 顔認証付きカードリーダーの製品名（申し込み済みの場合）

見積提示にあたってシステムベンダーから各医療機関・薬局に対して確認が発生する可能性があります。代表的なものは次の通りです。

システムベンダーからの確認事項（例）

- 顔認証付きカードリーダーの希望設置場所
- パソコン（推奨OS搭載）等の別途発注要否 ※3
- オプション機能の要否 ※4
- オンライン請求回線の導入有無・回線種別等 ※5

## 2 発注

「運用開始」の1ヶ月前まで(※6)

▶システムベンダーに発注

- 提示された見積をご確認の上、システムベンダーへの発注をお願いします。

発注タイミングについての留意事項

システムベンダーにおいては、機器準備や導入作業要員の手配が必要なため、発注から運用開始まで少なくとも1ヶ月程度はかかります。実際に必要な期間はそれぞれ異なりますので、システムベンダーとよくご相談ください。

- ※2：レセプトコンピュータ等を導入しておらず、オンライン資格確認の導入検討をしている方は、医療機関等向けポータルサイトに掲載の「オンライン資格確認導入対応業者お問い合わせ先」をご確認ください。
- ※3：資格確認端末（パソコン）には推奨OS（Windows10 IoT Enterprise 2019 LTSC 64bit版、又は Windows10 Enterprise 2019 LTSC 64bit版）を設けています。
- ※4：レセプトコンピュータ等のオプション機能や追加パソコン（薬剤情報・特定健診情報閲覧用端末の増設）がある場合があります。
- ※5：オンライン資格確認で利用できる電気通信回線は、IP-VPN接続方式（光回線に限る）とIP-sec+IKE接続方式の2種類です。
- ※6：システムベンダーの対応スケジュール等によるため、お早めにシステムベンダーにご相談ください。



# 4. 補助金申請

顔認証付き  
カードリーダー  
申し込み

システム  
ベンダーへ  
発注

導入・  
運用準備

補助金申請

別添2

令和3年1月

## 1 必要書類の受領/準備 (領収書等)

▶システムベンダーから受領

- システムベンダーより補助金申請に必要な書類を受領してください。

申請時に必要となる添付書類

- 領収書 (写)
- 領収書内訳書 (写)
- オンライン資格確認等事業完了報告書

## 2 補助金申請

導入完了後

▶ポータルサイトで申請

- オンライン資格確認関係補助金申請を行ってください。

オンライン資格確認関係補助金申請について



### 補助上限表

(令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーをお申し込みいただいた全医療機関・薬局に限る)

病院	3台まで無償提供	1台導入する場合	基準とする事業額210.1万円を上限に 見直し後 <b>1/2を補助</b> ▶ <b>実費全額補助</b>
		2台導入する場合	基準とする事業額200.2万円を上限に 見直し後 <b>1/2を補助</b> ▶ <b>実費全額補助</b>
		3台導入する場合	基準とする事業額190.3万円を上限に 見直し後 <b>1/2を補助</b> ▶ <b>実費全額補助</b>
大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	1台無償提供	1台導入する場合	基準とする事業額42.9万円を上限に 見直し後 <b>1/2を補助</b> ▶ <b>実費全額補助</b>
診療所/薬局 (大型チェーン薬局以外)		1台導入する場合	基準とする事業額42.9万円を上限に 見直し後 <b>3/4を補助</b> ▶ <b>実費全額補助</b>

## 医療機関等向けポータルサイトでのアカウント登録

オンライン資格確認の導入をまだ決めていない医療機関・薬局でもお気軽にご登録ください。

まずは登録を!

### アカウント登録でできること

- 最新情報をメールでお知らせ
- 顔認証付きカードリーダー申込
- オンライン資格確認利用申請
- 補助金申請

AIチャットボットの「シカク」です。僕が24時間いつでも疑問に答えます!



AIチャットボット「シカクくん」



お問合せ先：医療情報化支援基金  
[contact@iryohokeniyoho-portalsite.jp](mailto:contact@iryohokeniyoho-portalsite.jp)  
 ☎ 0800-080-4583 (通話無料)  
 月曜日~金曜日 8:00~18:00  
 土曜日 8:00~16:00  
 (いずれも祝日を除く)

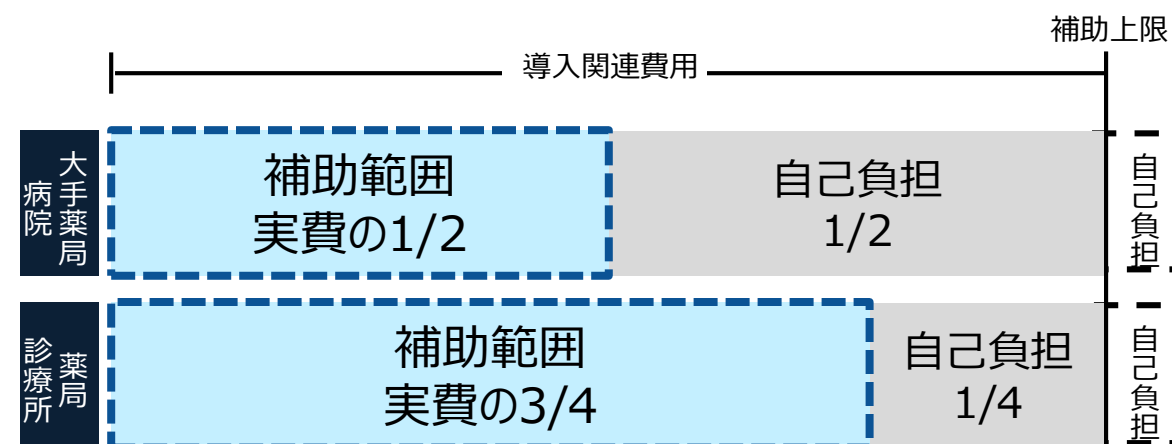


# オンライン資格確認導入に向けたご案内

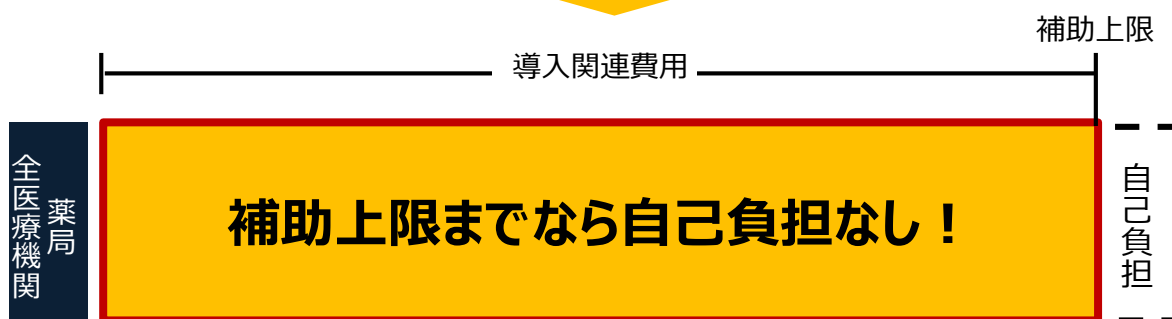
“令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局に限り”

## オンライン資格確認導入関連費用が補助上限まで全額補助

補助上限までなら  
**自己負担 なし 0円** となりました



## 令和3年3月末までのお申し込みで全医療機関・薬局が



詳細は裏表紙をご確認ください!

顔認証付きカードリーダーをまだ申し込んでいない方、導入に必要な申請・作業を知りたい方は中面をご確認ください!





# 準備作業のステップ

オンライン資格確認の導入に向けた準備作業は以下の4ステップになります。顔認証付きカードリーダーの提供や、システムベンダー（現在ご利用のレセプトコンピュータ等の業者※1）の現地作業までに期間を要するため、お早めに顔認証付きカードリーダーのお申し込み/システムベンダーへの発注をお願いいたします。

## 1. 顔認証付きカードリーダー申し込み

「運用開始」の4ヶ月前まで  
(各製品の生産状況等によるため目安※2)

### 1 顔認証付きカードリーダー選定/申し込み

▶ポータルサイトで申請

令和3年3月末までのお申し込みで

オンライン資格確認導入関連費用

補助上限までなら

なし

自己負担 0円

詳細は裏表紙をご確認ください！



医療機関等向けポータルサイトで簡単お申し込み

## 2. システムベンダーへ発注

「顔認証付きカードリーダー申し込み」後すぐ

### 1 見積依頼

▶システムベンダーに依頼

見積依頼項目※3

- ①各種機器の導入・設定
- ②システムの改修・動作確認
- ③ネットワークの設定・疎通確認

「運用開始」の1ヶ月前まで(※4)

### 2 発注

▶システムベンダーに発注

## 3. 導入・運用準備

運用開始

## 4. 補助金申請

### 3-1. 導入

#### 1 オンライン資格確認利用申請

▶ポータルサイトで申請

「機器受取/設定」の5営業日前まで

#### 2 機器受取/設定※5

▶システムベンダーにて設定

#### 3 運用テスト※5

▶システムベンダーにてテスト

### 3-2. 運用準備

#### 1 受付業務等の変更点の確認

▶各医療機関・薬局で対応

#### 2 患者向け掲示の準備(個人情報保護の利用目的の例示等)

▶各医療機関・薬局で対応

システムベンダーによる訪問回数目安：1~4回

導入完了後

#### 1 必要書類の受領/準備(領収書等)

▶システムベンダーから受領

#### 2 補助金申請

▶ポータルサイトで申請

この準備作業は、一般的な診療所・薬局を想定したステップとなります。大規模な病院やチェーン展開の薬局については、施設規模等によって準備作業のステップが異なると想定されるため、システムベンダーへご確認ください。

※3：見積依頼項目の内容については、下段の「システムベンダーに依頼いただく作業概要」をご参照ください。なお、システムベンダーの契約範囲によっては、パソコン等を別途発注する必要もございます。  
※4：システムベンダーの対応スケジュール等によるため、お早めにシステムベンダーにご相談ください。  
※5：立会いの有無など必要な対応が異なる場合があるため、システムベンダーにご確認ください。



# システムベンダーに依頼いただく作業概要

オンライン資格確認の導入にあたっては、現在ご利用のレセプトコンピュータ等のシステムベンダーに各種作業を依頼いただく必要があります。以下の①~③を参照のうえ、システムベンダーへの相談・依頼をお願いいたします。

## 医療機関・薬局

### オンライン資格確認の機器

顔認証付きカードリーダー  
資格確認端末(パソコン)



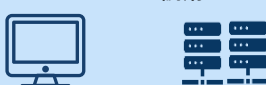
#### ① 各種機器の導入・設定

- パソコンの設定(アカウント、ネットワークの接続等)
- 必要なアプリケーション(支払基金が提供するオンライン資格確認アプリケーション・顔認証付きカードリーダーアプリケーション)のインストール
- 電子証明書のインストール

▶システムベンダーに依頼

### 現在ご利用のシステム

レセプトコンピュータ  
電子カルテシステム/調剤システム



#### ② システムの改修・動作確認

- パッケージソフトの改修機能のインストール、設定
- 運用テストの実施

▶システムベンダーに依頼

ルーター

オンライン請求ネットワーク



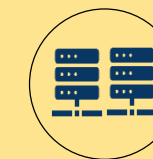
#### ③ ネットワークの設定・疎通確認

- ルーティングの設定(院内/局内ネットワークと資格確認端末の通信、資格確認端末とオンライン資格確認等システムとの通信)
- ネットワークの疎通確認

▶システムベンダーに依頼

## 支払基金・国保中央会

### オンライン資格確認等システム



【電子カルテシステム等を導入していない医療機関等向け】  
薬剤情報・特定健診情報を閲覧したい場合

この場合、システムベンダーにて次の2点の追加作業が必要となります。  
● セキュリティ基準を満たした薬剤情報・特定健診情報閲覧用端末の増設  
● 閲覧用端末を使用する場所(診察室等)へオンライン資格確認等システム接続可能回線の引き込み

作業概要は各医療機関・薬局で現在ご利用のシステムの状況により異なる可能性がありますので、システムベンダーに必ずご確認ください。

# 1. 顔認証付きカードリーダー申し込み

顔認証付き  
カードリーダー  
申し込み

システム  
ベンダーへ  
発注

導入・  
運用準備

補助金申請

## 1 顔認証付きカードリーダー選定/申し込み

### 顔認証付きカードリーダーを3社から選ぶ

- 医療機関等向けポータルサイトの「顔認証付きカードリーダーカタログ」にて、製品紹介動画等を閲覧の上、いずれの製品を希望するか、検討してください。

#### ▼顔認証付きカードリーダーは次の3社の製品から選べます。

顔認証付きカードリーダーカタログにてサイズや機能をご確認の上、お選びください。製品の選定に迷う場合は、システムベンダーにご相談ください。



富士通Japan株式会社



パナソニック システム  
ソリューションズ ジャ  
パン株式会社



株式会社アルメックス

顔認証付きカードリーダーカタログ



利用申請・補助申請される方 >  
顔認証付きカードリーダーカタログ

「運用開始」の4ヶ月前まで  
(各製品の生産状況等によるため目安※1)

### 顔認証付きカードリーダー申し込み

#### ▶ポータルサイトで申請

- 医療機関等向けポータルサイトにて、必要事項（希望する製品等）を入力し、申し込みを行ってください。

申し込みは医療機関等向けポータルサイト「利用申請・補助申請される方」内の  
1. 顔認証付きカードリーダー申し込みから行えます。



令和3年3月末までのお申し込みで  
オンライン資格確認導入関連費用

補助上限までなら

自己負担

なし  
0円

詳細は裏表紙をご確認ください！

顔認証付きカードリーダー  
申し込み



利用申請・補助申請される方 >  
1. 顔認証付きカードリーダー申し込み

※1：顔認証付きカードリーダーメーカーの生産状況等によるため、お届け時期については医療機関等向けポータルサイトに  
て「配送時期」をご確認ください。

# 2. システムベンダーへ発注

顔認証付き  
カードリーダー  
申し込み

システム  
ベンダーへ  
発注

導入・  
運用準備

補助金申請

## 1 見積依頼

「顔認証付きカードリーダー  
申し込み」後すぐに依頼

#### ▶システムベンダーに依頼

- システムベンダーにおいてP1~2【システムベンダーに依頼いただく作業概要】に示すような作業が必要となります。まずはシステムベンダー※2にご連絡し、見積をご依頼ください。その際に以下をお伝えください。

#### システムベンダーへお伝えいただく内容

- 導入を希望する時期（令和3年3月、できるだけ早く、等）
- 顔認証付きカードリーダーの製品名（申し込み済みの場合）

見積提示にあたってシステムベンダーから各医療機関・薬局に対して確認が発生する可能性があります。代表的なものは次の通りです。

#### システムベンダーからの確認事項（例）

- 顔認証付きカードリーダーの希望設置場所
- パソコン（推奨OS搭載）等の別途発注要否 ※3
- オプション機能の要否 ※4
- オンライン請求回線の導入有無・回線種別等 ※5

## 2 発注

「運用開始」の1ヶ月前まで(※6)

#### ▶システムベンダーに発注

- 提示された見積をご確認の上、システムベンダーへの発注をお願いします。

#### 発注タイミングについての留意事項

システムベンダーにおいては、機器準備や導入作業要員の手配が必要なため、発注から運用開始まで少なくとも1ヶ月程度はかかります。実際に必要な期間はそれぞれ異なりますので、システムベンダーとよくご相談ください。

- ※2：レセプトコンピュータ等を導入しておらず、オンライン資格確認の導入検討をしている方は、医療機関等向けポータルサイトに掲載の「オンライン資格確認導入対応業者お問い合わせ先」をご確認ください。
- ※3：資格確認端末（パソコン）には推奨OS（Windows10 IoT Enterprise 2019 LTSC 64bit版、又は Windows10 Enterprise 2019 LTSC 64bit版）を設けています。
- ※4：レセプトコンピュータ等のオプション機能や追加パソコン（薬剤情報・特定健診情報閲覧用端末の増設）がある場合があります。
- ※5：オンライン資格確認で利用できる電気通信回線は、IP-VPN接続方式（光回線に限る）とIP-sec+IKE接続方式の2種類です。
- ※6：システムベンダーの対応スケジュール等によるため、お早めにシステムベンダーにご相談ください。



# 3-1. 導入

顔認証付き  
カードリーダー  
申し込み

システム  
ベンダーへ  
発注

導入・  
運用準備

補助金申請

## 1 オンライン資格確認利用申請

「機器受取/設定」の5営業日前まで

必要情報の確認

ポータルサイトで申し込み

▶ポータルサイトで申請

- オンライン資格確認の利用申請には次の情報が必要となりますので事前にご確認ください。

申請時に必要となる情報

- 電気通信回線種別  
(IP-VPN接続方式・IP-sec+IKE接続方式のいずれか) ※1
- お客さまID  
(IP-VPN接続方式でNTT回線利用の場合)
- オンライン資格確認の利用開始予定年月
- 運用テスト開始予定年月  
(決定している場合)

※1：オンライン資格確認で利用できる電気通信回線は、IP-VPN接続方式（光回線に限る）とIP-sec+IKE接続方式の2種類です。

- ▶ポータルサイトで申請
- **オンライン資格確認利用申請**を行ってください。医療機関等向けポータルサイト「利用申請・補助申請される方」内の**2. オンライン資格確認利用申請**から申請可能です。

続けて申請

- **電子証明書発行申請**
- 「**オンライン資格確認利用申請**」完了後に**電子証明書の発行画面へ進みます**。
- オンライン資格確認等システムで利用者がデータを安全に送受信するために接続するパソコンごとに電子証明書が必要です。

オンライン資格確認  
利用申請



対象者のみ

- **レセプトのオンライン請求申請**（導入していない方のみ）
- オンライン資格確認とあわせてレセプトのオンライン請求の開始を希望する場合は、上記申請の中でまとめて申請が可能です。

## 2 機器受取/設定

事前準備

システムベンダーによる  
機器設定作業の受入れ

システムベンダーによる  
運用テストの受入れ

▶システムベンダーにて設定

▶システムベンダーにてテスト

- システムベンダーによる機器設定作業の前に、**次の準備事項**をご確認ください。

機器設定前の準備事項

- **顔認証付きカードリーダーの受け取り**  
(支払基金より配送月の前月上旬に配送予定日をお知らせします。)
- **電子証明書 通知書 (簡易書留) の受け取り**  
(機器設定作業の5営業日前までに電子証明書発行申請を完了してください。電子証明書通知書は右の機器設定作業の前までに必ずお受け取りください。)

- 機器設定作業にあたり、システムベンダーの現地作業が発生し、立会いが必要な場合がありますので、医療機関・薬局側での対応内容をシステムベンダーへご確認ください。

システムベンダーによる  
作業内容 (例)

- パソコン等の設定作業
- ルーター等のネットワーク設定作業 (配線工事含む)
- ネットワークの疎通確認
- レセプトコンピュータ等の機能追加

- 全ての導入作業完了後、**正常にシステムが動作するかを確認する「運用テスト」**をシステムベンダーが行います。立会いが必要な場合がありますので、医療機関・薬局側での対応内容をシステムベンダーへご確認ください。



# 3-2. 運用準備

顔認証付き  
カードリーダー  
申し込み

システム  
ベンダーへ  
発注

導入・  
運用準備

補助金申請

## 1 受付業務等の変更点の確認

導入後の業務の理解

自施設における変更点の確認

▶各医療機関・薬局で対応

- 医療機関等向けポータルサイトに掲載の**動画【導入後の業務と機能編】**、**運用マニュアル**等で導入後の受付業務等の流れをご確認ください。

システムベンダーより操作マニュアル等の提供がある場合にはそちらもご参照ください。

動画

【導入後の業務と機能編】



トップページ>  
オンライン資格ってなに？

運用マニュアル



トップページ>  
各種資料ダウンロード>  
オンライン資格確認利用規約・マニュアル等

- オンライン資格確認の導入を踏まえた**受付業務等の変更点の確認**を行ってください。

具体的な作業内容例

- 自施設における職員や患者の動きをイメージし、オンライン資格確認導入後の受付業務等の確認を行ってください。
- 上記について職員の方に説明し、運用開始に向けた準備を行ってください。
- 「オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規定」の準備※2

※2：厚生労働省HPに掲載の「**オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規定例**」をご確認いただき、自施設に合わせて内容をご確認ください。作成にあたり技術的に不明な点がある場合は、システムベンダーへご相談ください。

## 2 患者向け掲示の準備 (個人情報保護の利用目的の例示等)

「個人情報保護の利用目的」の更新

ポスター・ステッカーの掲示

▶各医療機関・薬局で対応

- 「**個人情報保護の利用目的**」の更新を行ってください。

患者向けに掲示を行っている「個人情報保護の利用目的」について、オンライン資格確認の利用開始に伴い一部更新が必要となります。

オンライン資格確認利用開始後の「個人情報保護の利用目的」の更新内容については、令和3年2月頃厚生労働省ホームページにて公開予定です。

▶各医療機関・薬局で対応

- オンライン資格確認に対応していることを示す**ポスター・ステッカーの掲示**を行ってください。

ポスター・ステッカーは顔認証付きカードリーダーをお申込済の医療機関・薬局に送付予定です。

ポスター



ステッカー

